



病床機能再編支援事業の活用について (事業活用希望医療機関)

徳島県保健福祉部医療政策課

具体的な医療機関名や病床再編の内容については、
会議当日に画面共有にて、ご説明させていただきます。

病床機能再編支援事業（地域医療介護総合確保基金 事業区分Ⅰ－２）

- 地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議及び医療審議会の合意を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等に取り組む際の財政支援（給付金の支給）を実施する。

支援対象者

徳島県内に所在する病院又は有床診療所の開設者

支援対象事業

単独支援給付金

医療機関が地域医療構想に即した病床機能再編を行う場合、「減少する病床数」に応じた給付金を支給

統合支援給付金

複数の医療機関が統合により、地域医療構想に即した病床機能再編を行う場合、当該統合に参加する医療機関に「統合後に減少する病床数」に応じた給付金を支給

債務整理支援給付金

複数の医療機関が統合により、地域医療構想に即した病床機能再編を行う場合、廃止医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の当該「融資に係る利子の全部又は一部に相当する額」を支給

※病床機能再編後の対象3区分（高度急性期、急性期、慢性期）の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下まで減少させる必要がある。

病床機能再編支援事業（具体的なイメージ）

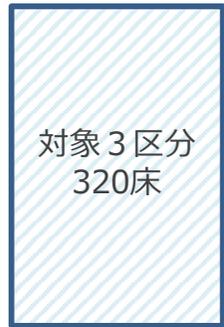
① 基準となる稼働病床数

- 平成30年度病床機能報告と令和2年4月1日の対象3区分（高度急性期、急性期、慢性期）の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とする。

※R元に削減されている分は支給対象から除外する趣旨

例)

H30度病床機能報告



R2.4.1



R2.4.1の300床が基準となる

② 支給対象

パターン①

R2年度



※途中回復期へ転換した場合であっても支給対象の基準はR2.4.1

R3年度

計画作成

R4年度



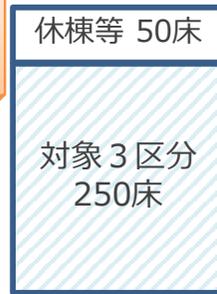
※R2.4.1（基準）時点と比較し、削減された分が対象

100床分支給可

パターン②



計画作成



100床分支給可

パターン③



計画作成



※回復期転換分は対象外（100床）

50床分支給可

50床分支給可
（まとめて100床分も可）

いずれも100床分が支給対象